

五泉市農業委員会

令和5年 第12回 定例総会議事録

会議開催 令和5年12月20日(水) 午後2時00分
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(19人)

1 番 大湊 弘明	2 番 渡辺 清滋
3 番 今井 聡	4 番 亀山 公子
5 番 大槻 彰吉	6 番 高橋 喜美子
7 番 川村 孝雄	8 番 林 毅
9 番 権平 孝男	10 番 金子 信行
11 番 小泉 和吉	12 番 長谷川 亘
13 番 渡邊 利雄	14 番 羽賀 隆
15 番 阿部 伸由	16 番 樋口 勝俊
17 番 酒井 美奈子	18 番 加藤 健一
19 番 松尾 タカ子	

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	山口 広也	次 長	渡辺 純子
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について

局 長 それでは、ご案内の時間となりましたので、令和 5 年第 12 回定例総会を開催いたします。

 会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第 4 条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和 5 年 第 12 回総会を開会いたします。

 日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19 人中、19 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日 1 日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

 次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号 7 番 川村孝雄 委員、8 番 林毅 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。

 続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。調査班の班長 8 番 林毅 委員から報告してもらいます。

調査班長（林毅 委員）

 はい議長。議席番号 8 番、現地調査班 林です。

 優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 12 月の農地パトロールを実施しました。本日 9 時 30 分から私ほか、浅井 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

 五泉地区においては山崎、丸田、橋田、南本町、伊勢の川、一本杉、五泉字流間 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

 ～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。
今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数1件で、使用貸借が1件となります。個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。
3ページをご覧ください。番号1番は、使用貸借の案件となります。譲渡人の経営移譲年金の受給資格維持のため、田47筆、合計面積26,947.36㎡を親子間で貸し借りするものです。
10ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（林毅 委員）
はい議長。説明いたします。
番号1番は南本町3丁目、伊勢の川、五泉字流間、橋田、丸田、山崎、一本杉 地内の田でありました。
特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

13ページをご覧ください。今月は7件の申し出がありました。

番号1番のから番号7番の内容については、令和5年12月14日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番から番号7番は、売買の案件です。

番号1番は、合計面積2,607.27㎡、番号2番は、面積47㎡、番号3番は、面積1,020㎡、番号4番は、面積874㎡番号5番は、面積960㎡、番号6番は、合計面積1,167㎡番号7番は、面積2,754㎡、これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

なお、番号2番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人が隣接する農地を所有しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

16 ページの番号 2 番は、私が関係しますので、議事参与の制限により退室いたします。議長を加藤代理と交代いたします。

(松尾 タカ子 会長 退室)

議 長(加藤代理)

議長を交代しました。

それでは、「通常案件」の番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長

阿部係長 はい。議長説明いたします。

16 ページをご覧ください。番号 2 番は、新規の利用権設定の案件です。

番号 2 番は、合計面積 13,053 m²。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 2 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 2 番は、原案のとおり決定されました。
松尾 会長は、入室して下さい。

(松尾 タカ子 会長 入室)

議 長(松尾会長)

議長を交代します。

続きまして、29 ページの番号 14 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、「通常案件」の番号 14 番について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長

阿部係長 はい。議長説明いたします。

29 ページをご覧ください。番号 14 番は、利用権の再設定の案件です。

番号 14 番は、合計面積 9,240 m²。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 14 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 14 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の番号 2 番と番号 14 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 今月の通常案件は、先程、ご審議いただいたものを含め、60 件、その内、賃貸借の

新規は 8 件、再設定は 52 件の申し出がございました。

16 ページをご覧ください。さきほどご審議いただいた番号 2 番を除く、番号 1 番から番号 8 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、合計面積 4,058 m²、番号 3 番は、合計面積 1,669 m²、番号 4 番は、合計面積 1,396 m²、番号 5 番は、合計面積 5,573 m²、番号 6 番は、合計面積 15,290 m²、番号 7 番は、合計面積 6,978 m²、番号 8 番は、合計面積 8,751 m²、それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、25 ページをご覧ください。さきほどご審議いただいた、番号 14 番を除く番号 9 番から番号 60 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。

それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 2 番と番号 14 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 2 番と番号 14 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。

この案件には、委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。70 ページに記載の番号 9 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により関係 委員は退室をお願いします。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

70 ページをご覧ください。番号 9 番は、合計面積 2,042 m²。こちらを、機構から譲受人に転貸するものです。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。

事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」の番号 9 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」の番号 9 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「農地中間管理事業案件」の番号 9 番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

56 ページからをご覧ください。今月は、先ほどご審議いただいた案件を含め、5 件となっております。また、機構への貸付と譲受人への転貸を一括してお諮りするものです。

番号 1 番は、合計面積 16,118 m²、番号 2 番は、合計面積 1,348 m²、番号 3 番は、合計面積 11,220 m²、番号 4 番は、合計面積 2,042 m²、番号 5 番は、合計面積 14,035.27 m²、これらを議案書記載の金額で機構に貸し付けるものです。

また、先ほどご審議いただいた番号 9 番を除く番号 6 番から番号 10 番は、今ほど説明いたしました番号 1 番から番号 5 番を、機構から譲受人に転貸するもので、一括してお諮りするものです。

75 ページからをご覧ください。今月は、田 44,763.27 m²を機構への貸借並びに譲受人へ転貸します。これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。

事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」の番号 9 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」の番号 9 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。

これをもちまして、令和 4 年第 12 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 40 分 閉会)